

大阪府立大学学術情報センター図書館委員会規程

平成31年4月1日

規程第254号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学学術情報センター規程第6条第2項の規定に基づき、大阪府立大学学術情報センター図書館委員会(以下「図書館委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 図書館委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学術情報センター図書館(以下「図書館」という。)の運営に関すること。
- (2) 図書その他の資料の提供及び管理に関すること。
- (3) 大阪府立大学学術情報リポジトリに関すること。ただし、大阪府立大学工業高等専門学校が関係する事項は除く。
- (4) ラーニングコモンズに関すること。
- (5) その他、学術情報センター図書館長(以下「図書館長」という。)が必要と認めること。

(組織)

第3条 図書館委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 総合図書館中百舌鳥の長
- (3) 各専門図書室の長
- (4) 各研究科から選出された者 各1名
- (5) 各学域から選出された者 各1名
- (6) 各機構から選出された者 各1名
- (7) 本規程第7条第2項に定める貴重図書特別部会から選出された者 1名
- (8) その他図書館長が特に必要と認める者

2 前項第3号から第5号までの委員は兼ねることができる。

3 第1項第3号から第8号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 図書館委員会に委員長を置く。

2 委員長は、図書館長をもって充てる。

3 委員長は、図書館委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 図書館委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 図書館委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 図書館委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要であると認めるときは、図書館委員会の議を経て委員以外の者に図書館委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会等)

第7条 各専門図書室の管理運営について審議するため、図書館委員会に専門部会を置く。専門部会の名称は別表のとおりとする。

2 貴重図書の管理、保存、利用等について、調査研究あるいは審議するため、図書館委員会に貴重図書特別部会を置く。

3 図書館の運営等に関する専門事項について、調査研究あるいは審議するため、図書館委員会に必要な応じて部会を置くことができる。

4 専門部会、特別部会及び部会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 図書館委員会の庶務は、府立大学事務局大学運営部学術情報課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、図書館委員会の運営に関し必要な事項は、図書館委員会が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

| 専門部会の名称 |
|--------------------------|
| 大阪府立大学羽曳野図書センター運営委員会 |
| 大阪府立大学理系ジャーナルセンター専門部会 |
| 大阪府立大学経済・経営・法律系図書室専門部会 |
| 大阪府立大学ヒューマンサイエンス系図書室専門部会 |
| 大阪府立大学りんくう図書室専門部会 |